

山梨県立育精福祉センター消防防災計画管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県立育精福祉センター（以下「センター」という。）における防災管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他災害による入所利用児（者）（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体の安全・保護及び財産の保全と被害の軽減を図ることを目的とする。

(生命、身体安全の原則)

第2条 災害等の非常事態に際しては、利用者及び職員等の生命、身体の安全及び保護を優先して対処することを原則とする。

(適用範囲)

第3条 この要綱に定める事項は、利用者及び職員その他センターに出入りする全ての者に適用する。

(所長の責任等)

第4条 所長は、センターの防災管理業務について、全ての責任を持つものとし、消防法第8条の規定による業務を適正に遂行できる者を防火管理者として選任して、防災管理業務を行わせるものとする。また、防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備、欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の業務及び守るべき事項)

第5条 防火管理者は消防法施行令第3条の資格を有する次長がその任に当たり、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防防災計画の作成
- (2) 消火、通報、避難の訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理（入所・短期入所児童の人員を確認し、事務室掲示板に記入して常時把握する）
- (7) 工事中の安全対策の樹立
- (8) その他防火管理上必要な業務

(防火管理業務の一部委託)

第6条 防火管理者は防火管理上必要な業務の一部について、センターの関係者以外の者に委託することができる。なお、管理棟は、夜間・土日・祭日、日本連合警備(株)に委託して行う。委託を受けて防火管理業務に従事するものは、委託内容について適正に業務を実施するものとする。

(消防機関との連絡)

第7条 所長又は防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
- (2) 消防計画作成(変更)届出
- (3) 自衛消防訓練届出
- (4) 消防用設備、特殊消防用設備等の点検結果報告
- (5) その他防火管理について必要な事項

(防災対策委員会の設置)

第8条 防災管理の徹底を期するため、センターに防災対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員長は、所長が当たり、委員は防火管理者、児童一寮支援課長、児童二寮支援課長、各担当リーダー及び各寮から推薦された者をもって構成する。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、委員長が招集し、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎四半期に1回開催し、臨時会は委員長が必要と認めた時に開催する。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 消防防災計画の策定及び改正に関すること。
- (2) 防災管理組織及び自衛消防隊の編成並びに活動に関すること。
- (3) センターの施設及び防災設備、備品の安全対策に関すること。
- (4) 利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
- (5) 非常持ち出し品の指定及び搬出方法に関すること。
- (6) 防災に必要な食料、飲料水及び医薬品等生活必需品の備蓄に関すること。
- (7) 避難場所、避難経路の指定及び避難誘導に関すること。
- (8) 地元地区との地域防災に関すること。

- (9) その他防災上必要な事項の調査、研究及び企画に関すること。
- 2 委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする総務情報班、消火班、避難誘導班、救援救護班及び物資班を組織する。なお、各班の任務は、(別表第1)に定めるとおりとする。

(職員等が守るべき事項)

第11条 職員は、避難口、廊下、階段などの避難設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

- (1) 廊下、階段、通路には物品を置かない。
- (2) 非常口等およびマスターキーの管理について常に確認しておく。
- 2 火気管理等
- (1) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- (2) 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- (3) 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓すると共に、可燃物に接近して使用しない。
- (4) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (5) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するときは、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受ける。

(防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検)

- 第12条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、(有)山梨消防防災センター・三和住設(株)・(株)南アルプスに委託して行う。
- 2 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

(点検結果の報告)

- 第13条 点検担当者は、点検結果を記録し、防火管理者に報告しなければならない。(別表第2)
- 2 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(物資の備蓄)

- 第14条 災害発生により必需品の補給が受けられなくなった場合やインフラが停止した場合でも、利用者への適切なケアを確保できるよう、食料品、医薬品等を備蓄する。なお、備蓄する物資の種類、数量及び保管場所は次のとおりとする。

種 類	数 量	保管場所
飲料水 (ミネラルウォーター)	900リットル (1日3リットル)	洗濯室倉庫
保存用パン	300食 (3回分)	物品倉庫
スープ	300食 (3回分)	
フルーツ缶	300食 (3回分)	
α米(白米)	500食 (5回分)	
牛丼の素	200食 (2回分)	
カレー	200食 (2回分)	
肉じゃが	100食 (1回分)	
サバイバルフーズ	100食 (1回分)	
救急箱 (応急セット)	各寮支援室・医務室	

*数量 1食あたり100人

(入所定員) 70人+ (短期入所・職員・予備) 30人

飲料水 一人1日3リットル

	1日目	2日目	3日目
朝	パン スープ フルーツ缶	パン スープ フルーツ缶	パン スープ フルーツ缶
昼	α米 牛丼の素	α米 カレー	α米 肉じゃが
夕	α米 カレー	α米 牛丼の素	サバイバルフーズ (クラッカーシチューセット)

(防災管理組織)

第15条 常時の火災予防及び地震時の出火予防を図るため、防火管理者のもとに火気取締責任者及び火元責任者を置く。

2 前項の編成及び担当区域は (別表第3) のとおりとする。

(火気取締責任者の業務)

第16条 火気取締責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指示及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第17条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 日常における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認及びその他火気管理
- (2) 地震時における火気使用設備器具等の自動消火及び自動停止等安全装置の作動確認又は消火
- (3) 火気取締責任者の補佐

(防災教育の実施)

第18条 所長及び防火管理者は、利用者、職員に対して、必要な防災教育を行うものとする。

- (1) 利用者に対する教育 入所時および訓練時
- (2) 職員に対する教育 職員研修時及び訓練時
- (3) 新任職員に対する教育 新任職員研修時

2 防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防計画及び防火管理体制の周知徹底
- (2) 防火管理上の遵守事項並びに各自の任務及び責任の周知徹底
- (3) その他防災について必要な事項

(意識啓発)

第19条 防火管理者は、利用者、職員に対する防火思想普及のため、火災予防運動期間中、防火ポスターを掲示するとともに、必要に応じてパンフレット等の啓発資料を利用者、職員に配付するものとする。

(自衛消防隊の設置)

第20条 火災、震災その他の事故発生による被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊（以下「消防隊」という。）を置く。

- 2 消防隊に隊長及び副隊長を置き、隊長は所長を、副隊長は防火管理者をもって充てる。
- 3 隊長は、消防隊が行う火災、震災、その他の災害活動等における指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時は副隊長がその職務を行う。
- 5 消防隊の組織編成並びにその主たる任務は（別表第4）のとおりとする。

(夜間における防火管理体制)

第21条 夜間勤務する者にあつては、各担当勤務区域ごとに防火担当責任者

を定め、夜勤ごとに避難障害、出火防止及び消防用設備の点検を実施し、夜間におけるセンター防火管理体制の維持、管理に努め不測の事態に備えるものとする。

(夜間の火災時における防火管理体制)

第22条 夜間における火災発生時に防火担当責任者が取るべき対応事項は、消火器による初期消火、出火時における避難誘導、放送等を利用しての利用者の避難誘導及び応援要請、119番通報、職員への応援要請を行う。

(災害発生時における協力体制)

第23条 防火管理者は、(別表第5)に掲げる緊急連絡網を作成し、災害発生時には近隣協力者等に応援要請を行う。連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等からセンターに駆けつけ他の職員と協力して、避難誘導等の活動を行う。

(日常の地震対策)

第24条 火気取締責任者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行うものとする。

- (1) 建物内の避難経路及び出入口等の棚、備品、器具等の転倒、落下防止措置を行う。
- (2) 火気設備器具等の適正な管理、出火防止措置を行う。
- (3) 危険物等の転倒、落下及び漏洩等の防止措置を行う。

(地震時の活動)

第25条 地震時の活動は、第20条第5項に定めるほか次の各号について行うものとする。

- (1) 火気取締責任者は、火元責任者に指示し地震発生後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認等を行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努めるものとする。
- (2) 総務情報班は、地震発生後直ちに利用者の安全確認を行うとともに、施設設備の損壊状況を調査し、隊長に報告するものとする。また、隊長の指示に従い、利用者の現在の状況を情報提供し、不必要な不安・動揺を与えないようにするものとする。
- (3) 隊長は、施設の損壊状況、南アルプス市地震災害警戒本部又は南アルプス市災害対策本部からの情報等から判断して、避難誘導班を指示し、必要に応じて利用者を避難場所へ避難させるものとする。
- (4) 利用者の身元引受人への引継ぎは、身元引受人が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行うものとする。

(5) 隊長は、二次被害の発生を防止するため、建築物全般についての被災状況及び建物周辺の火災発生状況の把握に努める。

(警戒宣言発令時の対応策)

第26条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、第20条第1項に定める自衛消防隊の隊長、副隊長及び各班の責任者を構成メンバーとする災害対策本部を設置し、警戒宣言が発せられた後の地震防災応急対策及び地震発生後の災害応急対策を(別表第6)により遂行する。

(訓練の実施)

第27条 防火管理者は、訓練計画表(別表第7)に基づき、訓練を行うものとする。

2 防火管理者は、訓練を実施する際に必要と認める場合は、消防機関の指導を要請するものとする。また、地域の自主防災組織の参加を要請することができるものとする。

3 防火管理者は、訓練を実施する場合は、「自衛消防訓練届出書」(別表第8)を作成し、南アルプス市消防本部に提出するものとする。

4 なお、防火管理者は実施に際して、事前に資機材等の点検を行い訓練時の安全対策を図るとともに、参加者の体調管理も把握のうえ効果的な訓練を行うものとする。

(避難経路図等の作成)

第28条 防火管理者は、人命の安全を確保し自衛消防防災活動が円滑に行われるよう、避難経路図等必要な図面を作成し、自衛消防隊員及び職員に周知させておくものとする。

(諸規程との関連)

第29条 防火管理者は、この要綱に定めるもののほか、山梨県地域防災計画及び南アルプス市地域防災計画の規程に基づき、防災対策に万全を期するよう努めなければならない。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

火災時のマニュアル

(平日昼間)

- 1 火災第一発見者は、直ちに他の職員に知らせ、手分けして、入所児(者)(以下「利用者」という。)を安全な場所に避難させる職員と、次長に連絡する職員に分かれる。
- 2 次長は、直ちに所長の指示を全館放送にて伝達する。
- 3 総務担当リーダーは、119番にて南アルプス市消防本部へ通報し、必要に応じて南アルプス警察署、南アルプス市、地元自治会、福祉保健部障害福祉課など関係機関に連絡する。
- 4 各支援課長は、必要に応じて保護者へ状況を連絡する。
- 5 次長は、所長からの指示を受け、必要に応じて、追加の避難指示を全館放送する。

(避難)

- 1 職員は、利用者をディルームに避難させ、人員点呼を行う。
- 2 所長からの指示を受けた、次長からの全館放送に従い、必要に応じて利用者を一時避難場所、又は、二次避難場所へ避難させる。(「避難経路図」参照)
- 3 作業中の場合、直ちに作業を中止し、人員点呼した後、所長の指示を受けた次長からの全館放送に従い、必要に応じて利用者を、その場待機若しくは一時避難場所又は二次避難場所へ避難させる。

(消火活動)

初期消火の対応のみとし、原則、利用者及び職員の避難を最優先とする。

(保護者への引き渡し)

保護者への引き渡しは、保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行う。

(休日及び夜間時の対応)

- 1 火災の発見者は当日勤務の他の職員に知らせ、必要に応じて全館放送を行う。(最寄りの電話にて「811」にて全館放送可能。)
- 2 発見者又は連絡を受けた職員は消防(119)、警察(110)、次長及び関係課長等に連絡する。次長は、所長へ連絡する。
- 3 利用者を各寮ディルームに集合させ、人員点呼を行った後、必要に応じて一時避難場所又は二次避難場所へ避難する。
- 4 状況に応じて初期消火を実施、原則、利用者及び職員の避難を最優先とする。
- 5 火災収束時には速やかに全館放送を行い利用者及び職員に知らせる。

6 火災報知器警報ベル発報時の対応

- ・ 児童一寮支援課職員（※成人一寮支援課職員）は管理棟事務室へ急行、火災報知器操作盤にて発災箇所を確認、該当寮職員に指示し火災の有無を確認する。 ※発報時、管理棟に隣接し3名での夜勤体制であるため協力依頼
- ・ 誤報である場合は、警報ベルを停止させ、誤報である旨を各寮に伝達する。（各寮においては、警報ベルを停止させる。）
- ・ 火災発生の場合は、全館放送（8 1 1）により火災の発生を知らせる。
- ・ 消防署、警察及び次長又は関係課長に連絡する。次長は、所長へ連絡する。
- ・ 消防車の到着を待って、火災発生場所への誘導等を行う。
- ・ 各寮の夜勤者等は、まず、第一に各寮利用者の安全を確保し、状況に応じて初期消火活動に協力する。
- ・ 連絡を受けた職員は登庁後、状況に応じて利用者を一時避難場所又は二次避難場所へ避難させる。

地震時対応マニュアル

(地震発生)

- 1 次長は、地震発生後直ちに各課職員に放送し、避難を呼びかけ、所長の指示を連絡する。
- 2 職員は、揺れがおさまり次第、手分けして利用者を各寮ディルームに避難させる。
- 3 次長は必要に応じて、南アルプス市災害対策本部、南アルプス警察署、南アルプス市消防本部等関係機関と連絡を取り、正確な情報収集に努める。
- 4 各課長及び担当リーダーは必要に応じて保護者へ状況を連絡する。なお、電話回線の混雑により連絡が困難な場合は災害伝言ダイヤルを活用し安否情報を提供する。
- 5 次長は、所長からの指示を受け、必要に応じて、さらなる避難指示を放送する。

(避難及び応急救護)

- 1 揺れがおさまり次第、利用者をディルームに避難させ、人員点呼を行い防災頭巾を着用させる。
- 2 所長からの指示に従い、必要に応じて一時避難場所、二次避難場所へ避難する。(別添「避難経路図」参照)
- 3 作業中の場合、直ちに作業を中止し、人員点呼した後、所長の指示に従い、必要に応じて利用者をその場に待機若しくは一時避難場所、二次避難場所へ避難させる。
- 4 医務は、他の職員の協力を得る中で負傷者の救出、応急手当及び救急車の手配、病院等への移送を行う。

(消火活動)

火気取締責任者及び火元責任者は地震発生後、直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認等を行う。また、発火の際は初期消火活動を行う。

(保護者への引渡し)

- 1 保護者への引渡しは、保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合のみ行う。
- 2 引き渡す際は、各課長及び担当リーダーは引渡し責任者として実施する。

(休日・夜間時の対応)

- 1 児童一寮支援課担当の勤務者は次長に連絡し、指示を仰ぐ。次長は所長及び総務担当リーダーへ連絡する。

- 2 次長からの指示を、児童一寮支援課勤務者は全館放送（8 1 1）により伝達する。
- 3 各寮ディルームに集合し人員点呼を行った後、必要に応じて避難する。（上記「避難及び応急救護」参照）

風水雪害対応マニュアル

(日常の備え)

センターは西に南アルプスがあり、北に御勅使南公園を挟んで御勅使川が流れている。職員は、利用児者の生命を守り安心・安全な生活を保障するため、日頃から防災意識を高めるとともに防災能力を強化し、災害に対する備えを怠らないようにする。

(情報の収集)

風水雪害のおそれが予想されるような場合、テレビやラジオおよびインターネットなどにより、大雨や台風、大雪等の気象情報を入手し職員間で共有する。

(施設周辺の点検)

職員は安全に留意しながら定期的に施設周辺の点検・見回りを実施し、その状況を上司に報告する。

(職員の招集)

夜間・休日等職員が不足すると判断される場合は、緊急連絡網により職員を招集する。連絡を受けた職員は、周囲の状況を確認しつつ安全に十分注意しながら参集する。

(担当業務の確認・準備)

災害警戒時には、各担当の業務内容を確認し、速やかに対応できるよう点検・準備を行う。

(職員や利用者への周知)

職員間で十分な意思疎通や情報の共有化を図ると共に、正確な情報を伝えて利用者の動揺・不安の解消を図る。

(避難)

周囲の状況や得られた情報から、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選択する。避難する際は、人手を確保した上で利用児者の安全に十分注意しながら移動する。

避難後は点呼確認を行い、上司に報告する。

(その他)

防災の取り組みは、児童各寮および育精福祉センター成人寮と協力・連携して行う。